

豊橋市監査公表第6号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年11月27日

豊橋市監査委員	杉浦康夫
同	朝倉茂
同	尾林伸治
同	近藤修司

令和元年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果 (テーマ:公の施設の管理運営に関する財務事業の執行について)

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等 (指摘の概要)	措置結果	措置通知 年月日
財務部	財政課	28	指摘事項	開示された受益者負担の状況は、特定の施設のみを抜粋して記載されているが、そのほとんどの施設において収支不足が発生している点など、受益者負担の状況について市民に十分な情報開示し説明すべきである。	使用料等の見直しについては、毎年予算編成時に受益と負担の水準について十分検討するよう指導しており、また、概ね5年毎に全庁的な見直しを実施しているが、改めて担当課に対し、収支不足の要因を分析し、適宜情報を開示しながら、受益と負担の見直しを行うよう令和2年10月に通知した。	R2.10.5
		33	指摘事項	各施設の所管課で収支不足等の要因を分析し、次回の使用料改定に反映させるPDCAサイクルを確立する必要がある。	使用料等の見直しについては、毎年予算編成時に受益と負担の水準について十分検討するよう指導しており、また、概ね5年毎に全庁的な見直しを実施しているが、改めて担当課に対し、収支不足の要因を分析し、適宜情報を開示しながら、受益と負担の見直しを行うよう令和2年10月に通知した。	
	資産経営課	41	意見	市全体で施設利用目的にかなった利用実態を把握しつつ、利用状況について継続的なモニタリングを行うとともに、施設が未利用となる場合には、当初の利用目的を優先しつつも、施設がより一層有効活用されるような様々な利用方法を検討することが望ましい。	利用が少ない施設は、運営改善を図ることで施設利用目的にかなった利用を増やすことが第一と考えている。そのため、昨年度実施した施設評価では、各施設の利用状況を市全体で整理して利用が少ない施設を抽出し、今後の改善内容についてヒアリングを実施、更なる有効活用について各施設の特性に応じた利用向上に取り組むよう働きかけた。	R2.7.17
		46	意見	指定管理者運用マニュアル等に留意し、指定管理者の交代時における引継手続を徹底することが望ましい。また、資産経営課においては、交代時に発生する問題等について、情報の蓄積と発信をより一層進め、各所管課に注意喚起をすることが望ましい。	令和2年6月、過去5年間に指定管理者の引継が行われた施設所管課に対し、交代時に発生した問題等の調査を行った。 令和2年7月、調査結果をもとに整理した引継ぎ時のポイントを、指定管理者制度導入施設所管課に対して通知した。また、今回収集した事例や参考様式を公開した。	
文化・スポーツ部	「文化のまち」づくり課 (アイプラザ豊橋)	53	指摘事項	貸出用しているアップライトピアノが施設を引継の際に、備品台帳システムにより設備の備品台帳への登録漏れになっていた。	令和2年2月、備品台帳に登録した。	R2.7.28
		53	指摘事項	施設内のホールで物販許可申請書の申請により許可しているが、申請書に物販する品名の記載が別紙参照となっているが、その別紙がないため物販内容と申請内容を明確化する必要がある。	令和2年度から、物品販売許可申請書への品名の記載は明瞭かつ網羅的に記入することを利用者へ伝え、催し物開催以前に両者(指定管理者と利用者)で確認することを徹底した。	
		54	意見	電気自動車充電器が駐車場入口から離れた従業員駐車場の近くにあり、案内掲示板だけでなく設置情報や場所が分かりやすいように案内誘導をされたい。	令和2年6月、場所が分かりやすいように目立つ場所に新しく案内板を設置した。	
		57	指摘事項	利用承認後に利用取消が行われた場合に利用取消申請書により取消処理手続を行うべきものを行っていなかったため、遅滞なく行う取消処理が遅れ取消手続が完了するまでの間、施設の予約利用できない状況となっていたので、所定の手続を遵守する必要がある。	利用取消申請書について、主催者に速やかに提出するよう、指定管理者から連絡をし、予約取消を速やかに行うよう指定管理者を指導した。	

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等（指摘の概要）	措置結果	措置通知 年月日
文化・ スポーツ 部	「文化のまち」づくり課 （アイブラザ豊橋）	57	指摘 事項	利用承認されると利用料金は数週間のうちに前納されるが、学校行事等の場合に新年度にならないと執行できないことがあるため、利用料金の納期延長申請が行われている。しかし、その利用料金納期延長申請が4月に行われてるにもかかわらず、請求書の発行が4か月も遅れているものがあつたので、未納のものが発生しないように適宜モニタリングする必要がある。	利用料金納期延長申請が提出された後には、いつ請求書を発行するべきか、どの職員が見ても分かるように管理方法を見直し、遅滞なく発行するよう指定管理者を指導した。	R2.7.28
	「文化のまち」づくり課 （ライフポートとよはし）	63	意見	各施設の利用状況を見ると、全てが常に利用されている状況ではない。コンサートホールは月によって差はあるものの平日の利用が少ないので、利用率の向上に努める必要がある。しかし、コンサートホールの平日の利用状況を改善することは容易でないので、休館日数を増やすなどの経費削減について再検討することが望ましい。	ライフポートとよはしは全施設を一体的に管理運営しており、利用率の高い部屋もあるため、休館日を増やせばサービスが低下することは避けられない。また、各施設ごと個別に休館日を増やしたところで、それに見合うほどの経費の削減は見込めないと考えるため現状維持とした。	R2.7.28
		64	指摘 事項	備品管理されている灰皿スタンド等は公共施設全面禁煙の中で使用の可能性がないので、鉄くず等の資源回収として処分することが必要である。	令和2年1月に処分した。	
		66	意見	施設が老朽化しているため、ライフサイクルを踏まえた設備の修繕更新について計画を定めることが望ましい。	令和2年度に音響機器を修繕するなど、平成26年度に策定された施設保全計画に沿った形で修繕を実施している。	
	「文化のまち」づくり課 （市民文化会館）	68	意見	行政財産使用料減免申請書における減免の必要性や減免額について合理的な根拠を示すべきである。	令和2年9月の入居者募集の時から、減免等の合理的根拠を示すようにした。	R2.11.12
		68	指摘 事項	非常持出品を明確にし、非常持出品の一覧表の作成するとともに定期的に現物と照合する必要がある。	令和元年12月に一覧表を作成し、定期的に点検を行うようにした。	R2.7.28
		69	意見	減免申請手続において代表者の交代が生じた場合、担当者レベルで明確であったとしても、承認にあたっては確認手続を行い記録として残すことが望ましい。	令和2年度から記録を残すようにした。	
		71	指摘 事項	備品一覧に記載されているが、現物のないものがあつたので、適正に備品管理を行う必要がある。	令和2年3月に廃棄を確認し、備品一覧より削除した。	
	「スポーツのまち」づくり課 （市民球場）	76	指摘 事項	備品台帳に一覧と照合したところ、備品シールが貼付されていないものがあつたので、適正に備品管理を行う必要がある。	備品シールを貼付していないものについては、令和2年8月に備品シールを貼付した。	R2.8.21

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等（指摘の概要）	措置結果	措置通知 年月日
文化・ スポーツ 部	「スポーツの まち」づくり 課（市民球場）	78	意見	指定管理運営仕様書に修繕計画は指定管理者が策定することと記載されている。指定管理者は計画を早急に策定し、市は内容を十分に理解し担保することが望ましい。	指定管理者は、令和2年8月に建物設備修繕計画を策定し市へ提出した。	R2.8.21
	「スポーツの まち」づくり 課（アイスアリーナ）	81	指摘 事項	事業報告書に記載された利用者数や金額に誤りがあった。所管部課において注意深く確認を行うべきである。	誤り事項を指定管理者と共有するとともに、今後は市と指定管理者双方においてより注意深く確認するよう徹底した。	R2.7.28
		82	指摘 事項	パンフレット記載の駐車台数が実際の駐車台数とは大幅に異なっていたので、早急に修正を行うべきである。	公園全体で共用できる駐車台数に誤りはないが、令和2年8月に正しい情報となるよう是正した。	
		82	指摘 事項	備品に備品シールが貼付されていないものや貼付されたシールに何も記載されていないものがあった。また、貼付されていても何も記載のないものがあったので、適正に備品管理する必要がある。	指定管理者は令和2年8月に備品の棚卸を行い、備品シールを貼付していないものは貼付し、記載のないものは記載するなど、適正な備品管理を行うよう指導した。	
		83	意見	利用料の減免を行った市への報告が翌年度の7月に行っており、事業報告書を例年5月末に提出していることから鑑みると時期が遅すぎるので、事業報告と同時期程度に報告するのが望ましい。	令和元年度実績の報告分から事業報告書に添付するよう是正した。	
		83	意見	建物管理業務の請書に貼られている収入印紙が建設工事の請負にかかる契約に基づいて作成される軽減税率を用いたと考えられるが、業務内容を確認したところ当該業務はこれにあたらぬので、収入印紙額が不足していることになるので、今後は注意深く確認する必要がある。なお、現在は修正対応している。	令和2年8月、指定管理者に今後同様のことがないように注意深く確認をするよう指導した。	
	「スポーツの まち」づくり 課（総合体育館）	86	指摘 事項	旧指定管理者から引継ぎのため貸与された資料の貸出文書・期間を明記した書面がなかった。個人情報を含む文書なので書面で取り交わす必要がある。	令和2年8月、旧指定管理者に資料を回収させた。	R2.8.21
		87	指摘 事項	旧指定管理者が独自に平日利用者に減免する旨を市と協議し承認を得ていたが、指定管理者の交代により新指定管理者に引き継がれるものでなく終了するものであり、この施策の利用終了の周知がされていなかった。指定管理者の交代が決まった段階で市の施設としての周知の考え方を旧指定管理者に明示しておく必要があった。	現在の指定管理者が独自に行う減免等の独自施策は、指定管理者の交代時には引き継がれないため、そのことを次回の引継ぎ時には市民へ周知するよう指導した。	
		88	指摘 事項	備品台帳に一覧と照合したところ、備品のないものがあった。また備品シールが貼られていないものがあった。	指定管理者は、令和2年8月に備品の棚卸を行い、備品シールを貼付していないものは貼付し、備品台帳に記載のないものは記載し適正な備品管理を実施した。	

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等（指摘の概要）	措置結果	措置通知 年月日
文化・ スポーツ 部	「スポーツの まち」づくり 課（総合体育 館）	89	指摘 事項	平成30年10月から未修理となっており、緊急度が高いため早急に対応されたい。	宙づりバトンについては対応済み。給水加圧ポンプについては、7月末に修繕完了した。	R2.8.21
		図書館 （中央図書 館）	96	指摘 事項	分館で過年度に除籍処分された書籍を受け入れているが、その利用方法について速やかに判断すべきである。	分館で過年度に除籍処分された書籍については、令和2年3月に全て廃棄した。
	97		指摘 事項	毎年100冊以上の図書が返却滞納で除籍されている。返却滞納者へより厳密な督促を行うべきである。	令和2年度から、返却滞納者への督促については、はがきで行った後、電話でも行うように改善を行った。	
	99		指摘 事項	備品への備品シールの貼付していないものがあつた。また、リース資産に更新されたものが備品台帳に記載されていたので、適正に管理する必要がある。	令和元年12月から、計画的に備品シールの貼付け作業を実施した。リース資産に更新した備品（AED）については、財務会計システムにて不用決定処理を行い、台帳への登録を適正に行った。	
	99		指摘 事項	持ち主不明の数千円の現金が金庫に保管されていた。なお、その後の調査で所有者は判明している。	令和元年11月に、持ち主不明とされていた現金については所有者に返還した。また、金庫には公金以外は保管しないように職員へ周知徹底を図った。	
	99		指摘 事項	総合防災訓練の実施記録がなかった。また、地震等の防災対応訓練が行われていなかったため、訓練スケジュールを定めて実施し、具体的な実施記録を作成して参加者で情報共有を行う必要がある。	総合防災訓練を令和2年1月に実施し、地震等の防災対応訓練も行った。また、訓練の実施記録を作成し消防署員からの指摘事項や意見、避難誘導、消火活動等の注意事項の情報共有を図った。	
	100		指摘 事項	3階に避難器具が設置されているが、避難器具の使用に際し、周辺の樹木が干渉する状況にあつたので、必要なスペースを確保する必要がある。	令和2年7月に避難器具の周辺の樹木を伐採し、避難に必要なスペースを確保した。	
	100		指摘 事項	使用料の減免申請書において、承認の根拠が明確でなかったものが認められたので、根拠を明確にする必要がある。	令和2年度から、申請者に対し説明を行い、減免申請書の内容が要領に定められた減免の内容の記載であるか、根拠が明確であるかを確認し受理することとした。また、承認の根拠が明確となるよう、決裁文書にも根拠を記載することとした。	
	102	意見	市民意識調査で図書館のサービスや機能の充実について調査しているが、若い世代においては電子書籍の導入に一定のニーズがあるので、具体的な検討について行うことが望ましい。	電子書籍導入の必要性については、予算要求時を含め、毎年、随時検討している。		

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等（指摘の概要）	措置結果	措置通知 年月日
福祉部	福祉政策課 （総合福祉セ ンター）	106	指摘 事項	防災訓練の一部が実施されていなかった。また具体的な実施記録を作成して参加者で情報共有を行う必要がある。	令和2年10月に地震発生により火災が起こったことを想定した訓練を行い、実施記録を作成した。	R2.10.2
		109	意見	備品の更新後も使用上問題がある旨の注意書の表示がある備品を使用しているため、今後使用可能性が低い場合には処分を検討するのが望ましい。	使用上問題がある旨の注意書きの表示はあるものの、故障をしている訳ではなく使用することとする。	
こども未 来部	こども未来館	41	意見	市全体で施設利用目的にかなった利用実態を把握しつつ、利用状況について継続的なモニタリングを行うとともに、施設が未利用となる場合には、当初の利用目的を優先しつつも、施設がより一層有効活用されるような様々な利用方法を検討することが望ましい。	利用実態について現場確認、利用者アンケート、ご意見箱などから把握している。また、指定管理者へのモニタリングも継続的に行っており、託児室で一時預かりを実施するなど施設の有効活用を図っている。	R2.10.28
		46	意見	指定管理者運用マニュアル等に留意し、指定管理者の交代時における引継ぎを徹底することが望ましい。また、資産経営課においては、交代時に発生する問題等について、情報の蓄積と発信をより一層進め、各所管課に注意喚起をすることが望ましい。	引継ぎについては、管理運営仕様書に「指定期間開始に当たっての引継ぎ業務、指定期間満了に当たっての引継ぎ業務」として示している。業務引継ぎの指示や引継ぎの場に立ち会い指導・監督するなど適切に実施している。	
		112	指摘 事項	当初予算額と事業報告書の予算額は異なっていたので、事業計画書の予算を用いて予実分析を行うか、期中に補正予算を作成した場合にはその経緯を事業報告書に記載すべきである。	令和2年度から、計画書の予算を用いて決算書を作成し、予算分析を行うよう改めることを指定管理者に指導した。	
		113	指摘 事項	事業計画書の予実分析の記載について、所管部課においても精緻な確認を行うべきである。	令和2年度から、予実分析の記載について精緻な確認を行うことを職員に周知徹底した。	
		113	指摘 事項	まちなか共通駐車券の帳簿残高と現物との不一致であったので、精緻な管理を行うべきである。	令和2年8月から、管理方法について、照合回数を午前、午後の1日2回の確認へと増やす改善を行った。	
		114	指摘 事項	防災訓練においては、毎回具体的な実施記録を作成して、参加者で共有する必要がある。	令和元年11月25日に実施した消防訓練については実施記録を作成するとともに、参加者から改善点等の意見を集約共有することで危機管理意識の向上を図った。	
		116	指摘 事項	備品に備品シールが貼付されていないものがあつた。	備品シールの貼付されていなかったものには貼付し、令和2年度から、備品購入の納品時すぐに備品シールの貼付をするよう周知徹底した。	

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等（指摘の概要）	措置結果	措置通知 年月日
こども未来部	こども未来館	118	意見	単価5千円未満の消耗品となるべき図書を複数冊を一式で備品台帳へ記載していたので、現物との照合が困難となっている。購入時金額での1式額でなく、1冊単位の単価で判断し、備品資産管理の効率化を図ることが望ましい。	当該図書一式については分冊扱いとし、備品登録から外した。今後は、1冊単位の単価で判断することとした。	R2.10.28
総合動植物公園	自然史博物館	33	指摘事項	各施設の所管課で収支不足等の要因を分析し、次回の使用料改定に反映させるPDCAサイクルを確立する必要がある。	自然史博物館の大型映像や特別企画展の観覧料については、開催期間中に入場者数、売上額を把握し、増減理由などの分析等を行っており、PDCAサイクルは行っている。	R2.8.12
		40	意見	平成23年度包括外部監査の意見に対する措置状況が十分でないものがあった。	令和元年11月から科学教育拠点整備に関する打ち合わせを関係部署と議論し、令和元年度中に一定の方向性を整理した。 令和2年度は、科学教育拠点整備に関する事項を主要事業調査（サマーレビュー）として提出し、今後の方向性等の判断を仰ぐ手続きを進めた。 なお、令和2年6月には、科学教育センターの企画展について、自然史博物館にPRブースを設けるなどの連携を行った。また、令和2年度からは、11月を「とよはし科学月間」と位置づけ、自然史博物館と科学教育センターが一丸となって広報や事業を行っている。 豊橋市教育振興基本計画（改訂版）については、令和2年6月に総括を行っている。	
		41	意見	市全体で施設利用目的にかなった利用実態を把握しつつ、利用状況について継続的なモニタリングを行うとともに、施設が未利用となる場合には、当初の利用目的を優先しつつも、施設がより一層有効活用されるような様々な利用方法を検討することが望ましい。	第一義的には博物館条例第6条に規定される会議等のみの使用となるが、博物館事業の目的外の利用については、会議の内容、事業目的などを精査する中でその使用を承認する柔軟な対応をしている。	
		124	指摘事項	年間の施設利用のスケジュールはあるものの、具体的な稼働状況に関するデータがなかったので、早急に稼働状況を把握できる体制を構築し、施設の稼働状況のモニタリングを開始すべきである。	令和2年4月から、稼働状況を把握できるようにするため、受付実績に基づき、稼働状況一覧表を作成した。	
		125	指摘事項	一者随意契約とする論拠として脆弱であるため、より詳細な検討を行い理由書に具体的に記載する必要がある。	一者随意契約は明確な論拠に行う必要は認識しているため、関係部署とも協議し、令和2年度からその論拠を明示するようにした。	
		126	指摘事項	減免申請手続きにおいて、申請内容の妥当性につき個別に検討が行われている証拠が認められなかった。	自然史博物館使用料に関する取扱事務実施要綱第4条第5項に定める「その他市長が必要と認めるとき」を適用する事案は、自然史博物館観覧料免除・減額・割引内規では、「国又は地方公共団体が主催する教育又は福祉活動の参加者及び引率者など、個別に判断する。」としてきた。令和2年2月から減免を承認する申請については、決裁書の中に承認理由を記載するようにした。	
		128	指摘事項	販売用の図録在庫について、落丁交換分が含まれていたため、帳簿残高と現物との不一致が生じていたので、業者の預り在庫と所有在庫の区分を明確にする必要がある。	令和2年2月の全体会議中で職員に周知・徹底を行い、残高と現物に不一致があった場合は、速やかに管理職に報告するようにした。また、令和2年度から半期ごとにこれまでの図書も含め在庫確認を行っている。	

部名	課名	報告書ページ	区分	指摘事項等（指摘の概要）	措置結果	措置通知年月日
総合動植物公園	自然史博物館	128	意見	購入した図書について、備品台帳と現物は一致したものの、備品シールが遊び紙に貼付されていたので、貸出を想定しているものでない、貼付方法について落丁の可能性を踏まえた裏見返しに貼付する等適切な運用が望まれる。	これまでの図書も含め、令和2年4月以降に購入する図書については、原則として、蔵書印、受入日の押印は裏見返しで対応するように令和2年2月全体会議で周知・徹底を行った。	R2.8.12
		129	意見	標本模型見本は部門・区分ごとに標本管理システムに基づく登録作業を実施しているが、区分ごとの学芸員のみが理解しているだけで、管理側が使用ルールを把握していなかった。標本管理システムの入力作成マニュアルを作成して、管理部門にも情報共有しておくことが望まれる。	標本管理システムの入力項目についてまとめた資料を令和2年6月末までに作成し、全体会議の中で職員に周知した。	
教育部	美術博物館	135	指摘事項	貸出絵画の所在場所をデータベースに登録するとともに、借用書を入手し、保管責任を記録すべきである。	令和2年度から、他施設への調査を行い、貸出絵画の所在場所をデータベースに登録するとともに、借用書を入手し、保管責任を記録している。	R2.7.28
	科学教育センター	40	意見	平成23年度包括外部監査の意見に対する措置状況が十分でないものがあった。	令和元年11月から科学教育拠点整備に関する打ち合わせを関係部署と議論し、令和元年度中に一定の方向性を整理した。 令和2年度は、科学教育拠点整備に関する事項を主要事業調査（サマーレビュー）として提出し、今後の方向性等の判断を仰ぐ手続きを進めた。 なお、令和2年6月には、科学教育センターの企画展について、自然史博物館にPRブースを設けるなどの連携を行った。また、令和2年度からは、11月を「とよはし科学月間」と位置づけ、自然史博物館と科学教育センターが一丸となって広報や事業を行っている。 豊橋市教育振興基本計画（改訂版）については、令和2年6月に総括を行っている。	R2.8.14
		41	意見	市全体で施設利用目的にかなった利用実態を把握しつつ、利用状況について継続的なモニタリングを行うとともに、施設が未利用となる場合には、当初の利用目的を優先しつつも、施設がより一層有効活用されるような様々な利用方法を検討することが望ましい。	令和元年度から、各室の個人、団体、有料、無料など施設利用者の利用統計を取っている。また、貸し出しを行っている研修室は通常の施設利用者のために使われることを前提としており、個別事由による貸し出しはその利用に支障をきたさない範囲で行なっている。駐車場も限られているため個別事由による貸し出しを増やすことは、プラネタリウム観覧など本来の目的で来た利用者が駐車できないという支障をきたすこともあり積極的に貸し出しを行うことは難しい。	
		46	意見	ホームページにおける多言語に対応していない施設があるため、定住外国人等への情報発信として多言語対応に取り組むことが望ましい。	令和2年度から、ホームページで重要なお知らせを掲載する際には、日本語に英文を併記したり、ピクトグラムを使用したりするなどの対応をしている。	
		138	指摘事項	視聴覚センターの耐震診断時の2階の一部柱にせん断破壊の可能性があるとあるが、その後の修繕対応が不明であり、地下資源館においては、耐震診断結果が確認できなかったため、根拠となる資料を文書化し適切な保管をすべきである。	視聴覚教育センターについては、耐震診断の結果は安全であるとの判定が出ている。2階の一部柱のせん断破壊の可能性については、関係課と協議のうえ修繕を見送った。 地下資源館については、市に保管されている構造計算書によれば、基準値を十分上回る形で耐力壁が配置されているため、耐震性は問題ないと判断している。	

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等（指摘の概要）	措置結果	措置通知 年月日
		139	指摘事項	平成23年度の包括外部監査で、備品シールの貼付漏れが指摘されて措置し公表されているが、今回も備品シールに貼付されていないものがあつたので、一時的な改善とならないよう継続的な対応を行う必要がある。	令和元年度中に貼付漏れであつたものには備品シールを貼付け、新たに備品を購入する際に貼付け漏れのないよう課内の職員に周知徹底を図つた。	
教育部	科学教育センター	139	意見	使用されていない劇物が多数あつたので、速やかに廃棄処分することが望ましい。	使用予定のない劇物については、令和元年度中にすべて廃棄処分済みである。	R2.8.14
		140	指摘事項	実験のため購入した未使用の資材について台帳等で管理するとともに、現物の整理整頓を行う必要がある。	令和元年度中に倉庫を整理整頓し、管理がしやすいよう資材を配置するとともに在庫管理帳を作成した。	
		142	指摘事項	倉庫として使用する部屋に私物が置かれていたが、施設内に私物を保管することは適切でないので、早急に撤去すべきである。	既存の私物は速やかに撤去し、課内において施設内に私物を保管しないように周知徹底した。	
		143	指摘事項	令和元年10月に小型風力発電装置補修内容に関する合意書を締結して代替品を納入することになったが、当初購入時の最大出力700wから最大出力が20wと著しく仕様が低く別物である。よって当初契約を解除し、代替品については合理的な価格を考慮のうえ新たに購入契約をすべきである。	小型風力発電装置補修内容に関する合意書については、最先端技術を市民に紹介する目的のために受託者側からの提案に基づき合意したものである。当初契約から時間が経過しているが、この合意書に基づき、改めて風車から羽ばたき方式に変更し、今までに無かった技術を紹介できるといふことで当該契約の解除は行わないこととした。	
		145	指摘事項	実験室において、顕微鏡在庫数量と備品台帳と不一致となつてるので、不一致の理由を調査したうえ、備品台帳の数量を現時点の在庫数量に合わせる必要がある。	備品台帳に記載されている数量171台のうち、7台が不一致であつたが、令和2年度に再度調査したところ、4台は見落としであり、所定の位置に保管されていた。また、3台は故障により廃棄処分されていたため、備品台帳の数量を現時点の在庫数量168台となるよう修正した。	
		146	指摘事項	視聴覚センター内に館内利用として図書が保管されているが、図書の設置場所が全て地下資源館となつていたので、資産管理の観点から、備品台帳には正確な設置場所を記載する必要がある。	令和元年度中に図書の保管場所と備品台帳の設置場所を照合し、正しい設置場所に配架しなおした。	
		147	意見	購入番組はパソコン内に保存管理されているが、購入番組を網羅的に把握しておらず、使用できるかどうか不明確となつていたので、番組一覧表を作成し、適切に管理することが望ましい。	使用可能期間が残っている購入番組については、令和元年度に使用可能期間が把握できる状態に整理した。令和2年7月に導入した番組も同様に整理し、今後導入予定の番組についても、適切な番組管理を行っている。	

平成30年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果 (テーマ:防災に関する事業の執行について)

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等 (指摘の概要)	措置結果	措置通知 年月日
市民協創 部	市民協働推進 課	52	指摘 事項	補助金の目的とニーズについて検討し、耐震改修のニーズがなければ事業の廃止も視野に入れ検討すべきである。	平成31年4月に、耐震改修補助制度の対象となる集会所を所有しているが制度を活用していない団体を対象に意向調査を実施した。その結果、制度活用の意思がある団体が複数あることが確認できたため、制度の必要性があると判断し、今後も当該制度を継続することとした。	R2.9.10
		53	意見	耐震未了の集会所の管理把握において、計画数値の策定及び計画数値と実績との比較を実施することが望ましい。	平成31年4月に実施した調査結果から制度を活用しない理由については、地域の実情に応じてさまざまであり、本制度を計画的に実施することは難しく、今後は目標設定による評価はせず、対象となる団体に対しては、継続的に制度の活用を促し地域の需要に応じて対応することとした。	
		54	意見	補助金を申請している自治会が、工事業者の選定において複数の業者から見積を入手していない。	契約金額の適切性を検討するため、令和元年度から3社以上の見積もりを徴するよう事務フローを見直し、対象となる団体へ説明を実施した。	
	市民課	105	意見	遺体安置等に係る2種類のマニュアルについて、記載内容の重要性の度合いを統一すべきである。	「遺体安置業務、行方不明者・安否確認受付、遺体火葬等業務マニュアル(被災者対策班)」及び「遺体安置・処置等担当者詳細手順」について、令和2年3月27日付改訂を行い、重要性の度合いの統一を図った。	R2.3.31